

東京大学基金運営委員会内規

令和4年3月24日

総 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学基金規則第6条第1項の規定に基づき、東京大学基金運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営等について必要な事項を定める。

(任務)

第2条 委員会は、次の事項について検討し、総長に報告することを任務とする。

- (1) 基金の支出方針に関する事項
- (2) 基金の運用に係る基本的な方針に関する事項
- (3) その他基金の管理運営に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員長は、理事のうちから総長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、会務を総括する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者に総長が委嘱する。

- (1) 社会連携本部長
- (2) 本学の役員及び教職員のうち委員長が指名する者 若干名
- (3) 本学の役員及び教職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうち、委員長が必要と認めた者 若干名

(任期)

第6条 前条第2号及び第3号の委員の任期は、原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(定足数)

第7条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、本部渉外課において処理する。

(補則)

第10条 この内規に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会の定めるところによる。

附 則

この裁定は、令和4年4月1日から実施する。